

地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪)について

質 問

市町村に対して捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく税務関係情報の照会があった場合、どのような点に留意すればよいのでしょうか。

回 答

刑事訴訟法第197条第2項が報告義務を伴うものであることを踏まえつつ、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要であると認められる場合に限り、必要な範囲内で情報の提供に応じることが適当である。

なお、原動機付自転車の所有者関係情報(氏名、住所、標識番号、車台番号等)については、同項に基づく報告義務に従って情報提供に応じる必要がある。

解 説

地方税の賦課徴収に従事する職員(以下、「税務職員」という。)に対する守秘義務が法律上において規定されているものとしては、一般法として地方公務員法第34条に規定されている「秘密を守る義務」がある。同条第1項は「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」と規定されており、違反すると同法第60条の規定により「一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。」とされている。

また、特別法として地方税法第22条にも、「秘密漏えいに関する罪」があり、「地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は三十万円

以下の罰金に処する。」と規定されている。このように、地方税法に重い罰則規定があるのは、税務職員の職務内容の特殊性によるためである。

この特殊性とは、つまり、税務職員が地方税を賦課徴収するための職務遂行の過程においては、納税義務者等の行う申告又は報告により、あるいは、質問検査権を行使することによって、私人の秘密を知り得ることがあるということである。

さて、地方税法第22条に規定される「その事務に関して知り得た秘密」とは、何を指すのであろうか。これは、地方税に関する調査の対象事項であって、例えば、税務職員が知り得た収入額又は所得額、課税標準額、税額等のほか、調査事務を執行することに関連する私人の秘密も含むものである。したがって、職業、家族の状況等も地方税法に関する調査に関して知り得た場合には、「その事務に関して知り得た秘密」に含まれる場合がある。なお、滞納者名及び滞納税額の一覧等のように、地方税に関する調査の対象事項ではないものは、一般に地方税法第22条の「その事務に関して知り得た秘密」には含まれないが、地方公務員法第34条第1項の「職務上知り得た秘密」に該当することに留意する必要がある。

ところで、地方税法第22条が、税務職員に対して、特に強い守秘義務を課しているのは、納税者等の秘密が外部に漏れて、その利益が害されるのを防止するためであり、また、税務調査の権限は、租税の確定・徴収を確実にを行うためにのみ認められた権限であるため、それによって得られた納税者等の秘密は、外部に漏れないよう厳格に守らなければならないと考えられているからである。

したがって、他の行政官庁等から税務関係情報の照会、閲覧等の要求があっても、法令によって、その開示が要求され、あるいは閲覧が認められている場合を除いては、これに応じる必要はないと解されている。

ただ、他の法令に資料請求権等が規定されている

場合であっても、地方税法第22条が、全て一律に阻却されるわけではなく、その秘密の漏えいが、実質的に全体としての法秩序に反するかどうかを個々の場合ごとに検討しなければ判断することはできない。

例えば、「一般的に公務所等に照会ができる旨を規定した法令」としては、弁護士法第23条の2第2項があるが、これは、弁護士が受任している事件について、弁護士会が公務所等に報告を求めることができる旨の規定がある。ただ、この規定に基づく要求は、結局、弁護士に委任している私人の利益のための照会であることから、これに対して秘密に該当する事項を開示することが正当視されるような特段の事由が認められない限り、地方税法第22条又は地方公務員法第60条の刑罰の対象となることから、照会に応じて当該事項を報告することは許されないものと解されている。(第151回通常国会で提出された質問主意書に対する答弁(平成13年4月6日閣議決定))

一方、公営住宅法第34条には、事業主体の長が、入居者の収入の状況について、官公署に必要な書類を閲覧させることを求めることができる旨の規定がある。この規定は、文言上は、事業主体の長の権限を規定したものであるが、実質的には入居者に対し、事業主体の長の求めに応じて収入の状況を報告すべき義務を課したものであるため、その収入の状況は秘密ではなく、むしろ事業主体に知得させなければならないものとされている。また、同条は、官公署に対しても、別段の公益上の理由がない限り、事業主体の長の行う公営住宅の入居者の収入の状況の調査に協力すべき義務を課したものと解されている。したがって、同条の規定は、事業主体の長の求めに応じて、地方団体の長が入居者の収入の状況を閲覧させることを許容する趣旨のものと考えられ、この場合においては、地方税法第22条に規定する犯罪は成立しないと解されている。

それでは、質問の刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会についてはどうだろうか。これまでは、同項に基づく照会が報告義務を伴うものであるか、照会に応じてことが守秘義務に抵触するのか否かについては、疑義が呈されることもあったが、「原動機付自転車に係る所有者情報の取扱いについて」(平成17年

3月29日付け総税企第70号、総務省自治税務局企画課長通知)によると、第160回臨時国会で提出された質問主意書に対する答弁(平成16年8月10日)において、「刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会については、相手方に報告すべき義務を課すもの」である旨の解釈が閣議決定され、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会は、単なる協力依頼ではなく、報告義務を伴うものであることが明確化されたところである。

また、同項による照会は公共性が高く、捜査機関にも守秘義務がある上、自動車登録ファイルに登録されている自動車の所有者等の情報は、誰もが請求可能となっていることとの均衡、あるいは、市町村にしか情報が存在せず、他の代替的手段が想定し難いことなどを踏まえて、原動機付自転車の所有者関係情報(氏名、住所、標識番号、車台番号等)について、刑事訴訟法第197条第2項に基づき、捜査機関から当該情報提供を求められた場合には、同項に基づく、情報提供報告義務に応じることが相当であり、この場合、地方税法第22条の守秘義務違反の罪に問われることはないと解されたところである。

このように、今回、刑事訴訟法第197条第2項に基づく原動機付自転車の所有者関係情報の照会について、見解が示されたところであるが、これにより、全ての税務関係情報について、守秘義務が解除され、無条件に情報提供に応じる必要が生じる訳ではないことに注意する必要がある。したがって、当該情報以外の税務関係情報については、刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会が報告義務を伴うものであることを踏まえつつ、個々の事案の状況に応じて、保護法益の比較考量等を行い、情報提供の適否を適切に判断する必要がある。

(大阪府総務部市町村課税政グループ)